

亀山市告示第96号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務及び収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

亀山市長 櫻井 義之

1 委託の内容

亀山市総合保健福祉センター条例（平成17年亀山市条例第83号）別表第1に定める温泉スタンドの使用料の徴収事務及び収納事務

2 委託した私人の所在地及び名称

所在地 亀山市東町一丁目1番7号

名称 公益社団法人亀山市シルバー人材センター

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 徴収事務及び収納事務を行う期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで